
5 0 1 6. 石油製品等移出（総保出） 輸入申告変更

業務コード	業務名
MWE	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更

1. 業務概要

「石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録（MWA01）」業務後、石油製品等移出（総保出）輸入申告等（以下、移出輸入申告等という）変更を行う。

本業務では原料課税となる申告のみ入力可能とする。

本業務を税関の開庁時間外に行う場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。

移出輸入申告DBに個別納期限延長申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②移出輸入申告DBに登録されているMWA01業務の入力者と同一であること。
- ③システムに通関士として登録されていること。ただし、移出輸入申告DBに通関士審査済の旨が登録されている場合を除く。
- ④移出輸入申告DBに輸入承認証等識別欄に減免戻し税等明細書に対応するコードが登録されている場合で輸入承認証番号等欄に登録されている「減免戻し税等明細書番号」において申告予定者が登録されている場合は、入力者が減免戻し税等明細書情報DBに登録されている申告予定者と同一であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）移出輸入申告DBチェック

入力された移出輸入申告番号について以下のチェックを行う。

- （A）入力された移出輸入申告番号が移出輸入申告DBに存在すること。
- （B）移出輸入申告等変更事項の登録が完了していること。
- （C）移出輸入申告等がされていること。
- （D）移出輸入申告変更等がされていないこと。
- （E）移出輸入申告DBに登録されている入港年月日は本業務が行われた日より未来日でないこと（海上のみ）。
- （F）以下の登録がされていないこと。
 - 「輸入申告等手作業移行」
 - 「輸入申告等撤回」
- （G）通関士審査結果として訂正要の旨の登録がされていないこと。

（4）時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該申告・申請者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(5) 適用法令チェック

変更事項登録日と本業務が行われた日が異なる場合は、以下のチェックを行う。

ただし、輸入包括評価申告関連チェックについては、変更事項登録日と本業務が行われた日が同じ場合でもチェックを行う。

(A) 輸入包括評価申告関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている包括評価申告受理番号について、以下のチェックを行う。

- ①包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告DBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた間に輸入包括評価申告DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が輸入包括評価申告DBに登録されている有効期限内であること。

(B) 原産地関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている原産地コードについて、以下のチェックを行う。

- ①原産地コードがシステムに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に原産地の税率適用状況の登録内容に変更がないこと。

(C) 輸入品目関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている品目コードについて、以下のチェックを行う。

- ①品目コードが輸入品目DBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入品目DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。

(D) 関税減免税関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている関税減免税コードについて、以下のチェックを行う。

- ①関税減免税コードが輸入関税減免税コードDBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入関税減免税コードDBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が輸入関税減免税コードDBに登録されている有効期限内であること。

(E) 内国消費税関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている内国消費税等種別コードについて、以下のチェックを行う。

- ①内国消費税等種別コードが内国消費税等種別DBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に内国消費税等種別DBの登録内容に変更がないこと。
- ③本業務が行われた日が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。

(F) 内国消費税等減免税関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている内国消費税等減免税コードについて、以下のチェックを行う。

- ①内国消費税等減免税コードが輸入内国消費税等減免税コードDBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入内国消費税等減免税コードDBの登録内容に変更がないこと。

(G) 特別緊急関税対象品目関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている品目コードがSSG対象品目DBに登録されていて、本業務が行われた日が適用期間内である場合で、価格チェック対象の場合は、課税価格が発動基準価格を下まわっていないこと。^{*1}

(※1) チェックの許容範囲は別途税関が定める。

(H) 輸出入者関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている輸入者について、以下のチェックを行う。

- ①輸入者が国内用輸出入者DBに存在すること。
- ②変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に国内用輸出入者DBの登録内容に変更がないこと。

こと。

③本業務が行われた日が国内用輸出入者DBに登録されている有効期限内であること。

(6) 口座関連チェック

移出輸入申告DBに口座番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

①口座DBに存在すること。

②通関業者口座の場合は、入力者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。

③輸入者口座の場合は、輸入者または税関事務管理人が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

(7) 担保関連チェック

移出輸入申告DBに担保登録番号（据置担保または個別担保。以下同様。）及び担保額が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

(A) 存在チェック

移出輸入申告DBに登録されている担保登録番号が担保DBに存在すること。

(B) 担保提供者チェック

以下のいずれかであること。

①担保DBに登録されている担保提供者コードが以下のいずれかである。

- ・ 輸入者の先頭8桁
- ・ 輸入者の先頭13桁
- ・ 入力者

②担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに輸入者の先頭8桁または13桁が登録されている。

③担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに入力者が登録されている。

(C) 使用可能通関業者チェック

担保DBに使用可能通関業者が登録されている場合は、本業務の入力者と同一であること。

(D) 引落とし可能期間チェック

本業務が行われた日が担保DBに登録されている引落とし可能期間内であること。

(E) 担保提供原因チェック

移出輸入申告DBに登録されている担保登録番号により、以下の担保提供原因チェックを行う。

(a) 移出輸入申告DBに1つの担保登録番号（据置担保）が登録された場合

包括納期限延長の場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

(b) 移出輸入申告DBに2つの担保登録番号（2つの据置担保または据置担保と個別担保）が登録された場合

①包括納期限延長する場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

②個別納期限延長する場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

③再輸出免税を適用する場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。

(c) 移出輸入申告DBに個別担保が登録されている場合

①個別納期限延長する場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

②再輸出免税を適用する場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。

(F) 担保使用可能官署チェック

あて先税関官署において使用可能な担保であること。

(8) 減免戻し税等明細書情報DBチェック

移出輸入申告DBの輸入承認証等識別に減免戻し税等明細書に対応するコードが登録されている場

合は、以下のチェックを行う。

(A) 存在チェック

移出輸入申告DBの輸入承認証等識別に登録されている「減免戻し税等明細書番号」が、減免戻し税等明細書情報DBに存在すること。

(B) 輸出入者関連チェック

移出輸入申告DBに登録されている「減免戻し税等明細書番号」において輸出入者コードが登録されている場合、移出輸入申告DBに登録されている輸出入者コードまたは法人番号で以下のチェックを行う。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

- ①減免戻し税等明細書情報DBに登録されている輸出入者コードが12桁の輸出入者コードまたは17桁の法人番号である場合は、移出輸入申告DBに登録されている輸出入者コードが減免戻し税等明細書情報DBに登録されている輸出入者コードと一致すること。
- ②減免戻し税等明細書情報DBに登録されている輸出入者コードが8桁の輸出入者コードである場合は、移出輸入申告DBに登録されている輸出入者コードの先頭8桁が減免戻し税等明細書情報DBに登録されている輸出入者コードの先頭8桁と同一であること。
- ③減免戻し税等明細書情報DBに登録されている輸出入者コードが13桁の法人番号である場合は、移出輸入申告DBに登録されている輸出入者コードの先頭13桁が減免戻し税等明細書情報DBに登録されている輸出入者コードの先頭13桁と同一であること。

(C) 利用可能チェック

- ①移出輸入申告DBの輸入承認証等識別に登録されている「減免戻し税等明細書番号」において、当該移出輸入申告における移出輸入申告等番号の先頭10桁と一致すること。
- ②移出輸入申告DBの輸入承認証等識別に登録されている「減免戻し税等明細書番号」が取消されていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 審査区分選定処理

移出輸入申告DBの内容に基づき審査区分選定処理を行う。

(3) 利用者用整理番号払出し処理

既に払い出された利用者用整理番号を引き継ぐ。

(4) 移出輸入申告DB処理

入力された移出輸入申告番号に対して、処理結果及び移出輸入申告等変更された旨を移出輸入申告DBに登録する。

(5) 時間外執務要請届使用実績DB処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(6) 添付ファイル管理DB

添付ファイル管理DBに入力された移出輸入申告番号に係る情報が存在する場合は、移出輸入申告等変更された旨を登録する。

(7) 減免戻し税等明細書情報DB処理

移出輸入申告DBの輸入承認証等識別欄に減免戻し税等明細書に対応するコードが登録されている場合は、減免戻し税等明細書情報DBに以下の処理を行う。

①移出輸入申告変更等された旨を登録する。

②減免戻し税等明細書に登録されている免税条項該当申告区分コードと一致する当該移出輸入申告における関税減免税コードおよび内国消費税減免税コードを登録する。

(8) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
石油製品等移出（総保出） 輸入申告控情報等 ^{*2}	（１）移出輸入申告変更を行った場合は、石油製品等移出輸入申告変更控として出力 （２）総保出輸入申告変更を行った場合は、石油製品等総保出輸入申告変更控として出力	入力者
		税関（通関担当部門） ^{*3}
移出輸入申告等情報（レコーダ）	なし	税関（通関担当部門）
石油製品等移出（総保出） 輸入申告通知情報		税関（通関担当部門） ^{*4}
減免戻し税等明細書通知 情報	移出輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に減免戻し税等明細書に対応するコードが登録されている場合。	減免戻し税等明細書の登録者 ^{*5}
		入力者 ^{*5}
		提出先税関（通関担当部門）
	以下の条件を全て満たす場合 ①移出輸入申告ＤＢの輸入承認証等識別に減免戻し税等明細書に対応するコードが登録されている場合。 ②減免戻し税等明細書ＤＢに使用場所官署に登録されている場合。	貨物の使用場所税関（通関担当部門）

（＊２）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ０５「石油製品等移出（総保出）輸入申告控情報等について」を参照。

（＊３）訂正票出力識別欄に「Ｐ」が入力された場合にのみ出力する。

（＊４）蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。

（＊５）減免戻し税等明細書の登録者（「減免戻し税等明細書登録（ＧＫＡ）」業務の入力者）と本業務の入力者が異なる場合には、両方に出力する。